（本號八頁）　（郵便物認可）　明治二十七年十一月五日　第四千四百五十五號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

明治廿八年十二月五日　水曜日
舊暦乙未十月十九日　（丙、戌）
月出　午前六時三十七分
月入　午後七時十分
日出　午前六時二十四分
日入　午後五時五十八分
晴　午前九時
曇　午後七時十九分
（西暦一千八百九十五年）
三百三十九日
二十六日

時事新報

世界主義と國粹主義

世間一種の論者は西洋文明の教育主義を目するに世界主義の名を以てして若しも其主義を以て國民を教育するときは國風一變人々自他の差別を忘却して國の獨立自衛も覺束なきに至る可しとて熱心反對するものも少なからず取るに足らざる僻說なれども斯道の爲めに聊か辯ぜざるを得ず抑も立國の目的は獨立自衛に外ならず論者の言を待たざる所にして苟も此目的に反するの主義は斷然排斥す可しと雖も文明の教育主義は何故に立國の目的に反するや我輩の敢て問んと欲する所なり所謂世界主義とは其意味明白ならざれども彼の國風の粹華を說て獨り自から喜ぶ所謂國粹主義なるものと相對して云々するを見れば文明諸國に行はるゝ自由、平等、博愛等の主義を指して世界主義と認めたるものなる可し自由、平等、博愛の主義は果して立國の目的と兩立せざるものなるや如何國の獨立自衛は論者に於ても固より異論なき所なれども實際に其目的を達するに國粹主義に非されば不可なりと云ふ其國粹主義とは只管古風を株守して毫も變通を許さゞるものなり今日の世界に古風一辺に依賴して國の獨立は享ろ覺束なしと云はざるを得ず試に有形の物に就て見るに古代に珍重したる草根木皮は今日の醫界に全く擯斥せられて平鉄の個はなく唯一の武器なりし弓矢刀槍は今の軍艦銃砲に比すれば只是れ小兒の玩具に過ぎざるのみ文明流の醫藥なり軍艦銃砲なり何れも西洋の發明に成りたるものなれども之を採用するときは病を治し敵を防ぐの効能は實際に疑ふ可らず若しも是種の醫藥兵器は西洋流なるを以て西洋國に用ふれば効あれども日本に於ては無効有害なりと云はゞ誰れか其無稽に驚かざるものあらんや無形の教育主義も其理を同うして文明國に行はれて成蹟の著るしきものならば日本に行ふて特に弊害を見るの理由はある可らず論者果して說ありや否や抑も國粹主義と世界主義とは佛家の語にて云へば差別と平等との意味にして差別とは自他の間に經界を設けて區別を厳にし平等とは一切の人類を同一視するものなり即ち論者の如きは立國の必要は國民をして差別の思想を發達せしむるに在りと云ふものならん列國競爭の世の中に全く差別を止むるときは勿論なれども實際に差別の思想を盛ならしめたる處にて國の獨立自衛の爲めに毫も益する所なきは別に我輩の論說を費さずして眼前に明白の事實あり論者の爲めに之を示さんに彼の支那人は古來華夷內外の別を重んじ他の外國人は一切野蠻夷狄の國として之を輕蔑し獨り自から尊大を誇るの風にして其國風は今日に至り風俗習慣彼ゆず世界の國民多しと雖も支那人の如く差別の思想を發達せしものはなかる可し此一點よりすれば彼[illegible]

[illegible]

の野蠻夷狄より辱かしめられながら恰も之に甘んじて慚色だになしとは驚き入たる次第ならずや之に反して北米合衆國の如き國民の祖先は歐洲の諸國より移住したるのみならず現に他國の移住人も多く恰も寄合の姿なれば其考も甚だ淡泊にして他國人を視ること自國人に異ならず自他の間に毫も差別を置かずして平等思想の發達著るしきは世界に其比を見ざる所なり然れども國の獨立の爲めとあれば苟も屈するみを爲さず獨立の戰爭は明に其事實を證す可きみなら[illegible]に於ても軍備の薄弱なるにも拘はらず敢て他國の辱を受けざるは愛國の精神凜然犯す可らざるものあり[illegible]ればなり平等の思想は愛國の精神と並び行はれて相戾らざるの實を見る可し誰れか世界主義は立國の目的に害ありと云ふ獨立自衛の眞味は自尊自大の空想を脫したる國民にして始めて共に語る可きのみ苟も國の獨立自衛を欲せばまず〳〵西洋文明の主義を輸入して有形無形ともに其扶植發達を謀る可し古風一偏の國粹主義に依賴して今の世界に立國の目的を達せんとするが如きは草根木皮に由て病を治し弓矢刀槍を以て敵を防ぐと一般の愚を免れざるものなり

雜報

○回々教徒と支那官吏

支那湖北省宜昌府の官吏の許に達したる報道なりとて北支那日々に記載する所を見るに回々教反徒の勢はいよ〳〵燎にして甘肅省總督を初め數多の官吏は殺害せられし上に重要なる塘所は彼等に取り圍まれ終に攻略されたり朔北省の人民も其鋒來を恐れ居ると云ふ

○キューバ嶋の自治　米國紐育ウォールド新聞の巴里通信員の報ずる所に據ればキューバ嶋反徒征討軍の軍司令官たる西班牙のカムポス將軍は曩に若し反亂の鎭壓術は遲延せば北米合衆國は反徒を以て交戰國として認む可しと公言したりしが之に對し本國政府は暴言なりとて尤めしに將軍は其然らざるを惡信して云く余が過日新聞記者と談話の折合衆國は反徒に交戰國の權利を許すなる可しと云ひしは實際の談にして之を取消さゞるのみか再び繰返へすを辭せず其上早く同嶋に自治を許して戰を終結するの策を廻らさずんば米國は反徒を助けんと確實にして意外の擧に出るに至る可しと申述りしに本國政府は既に自治の事に關しては考案中なれども之を許したるのみにてキューバ嶋の人民は滿足す可きや疑はしきを以て未だ決せざるなりと答へしと

西班牙の財政　は其後ます〳〵紊亂し再び公債を募集するに非れば本月の中頃か又は來年一月の初旬までに戰爭を繼續するを得ざるみと明白にして財政上の困難よりして遂に鎭壓の事を放棄するの止むを得ざるに至らんと米國政府は豫想するが如し

米國の干渉　西班牙政府にして明年一二月の頃までに[illegible]

[illegible]

心したる樣子にて次期の國會には此事に關し委員會を設くるの議を提出するならんと云ふ

○裝甲艦の新造　獨逸の裝甲艦中最も壯大なるものは「タルフユルスト フリードリヒ ウヰルヘルム」、「ランデンブルク」、「ワイセンブルク」及「ウヨルトの四艦にして其排水量は各一萬三十三噸に達す然るに目下「ウヰルヘルム スハーフエン」の帝國造船所に於て舊艦「ブロイセン」の代艦として建造中の一裝甲艦は此四艦よりも更に強大なるものにして其排水量一萬千三十三噸、長さ百十五メートル、幅二十八メートル五〇、吃水七メートル八〇、機關力一萬三千馬力、裝砲五十二門なり尙は該艦の竣成するまでには四箇年を要し其建造費は二千二百二萬馬に達すべしと云ふ

○獨逸軍艦の動靜　目下支那厦門港に碇泊する獨逸軍艦はカイゼル、プリンセス ウイルヘルム、アルコナ等にしてカイゼル艦は近々の中に日本に赴きアルコナ艦は本年の間は同港に止まる由にして又曩に同港に在りしコルモラン艦は水師提督を乘せて去月十六日福州へ向け出發し次て十七日にイレヤ艦は香港へ出發せり又イルチス艦は今尙は汕頭に碇泊すと云ふ

○佛國新造艦シャーレマン　此頃佛國ブレストの造船所に於て進水式を擧げたりし戰鬪艦シャーレマンは三十サンチメートル砲四門を備へ發砲々塔を以て之を保障し其長さ三百八十五呎（フート）六吋、幅六十七呎二吋、排水噸數一萬千百三十噸、船首の吃水二十四呎二吋、船尾二十七呎六吋にして又甲鐵は浮域線の上二十呎の邊より船體を蓋ひ中央の厚さは十五吋四分の三にて下方の端に至れば十吋となり又此甲鐵の上に厚さ三吋にして高さ三呎の鐵板を以て船體の全部を圍み特に船首その他危險を被り易き場所は一層高く保護し第二甲板の下に機關等を備へ又砲門は三十瓏の外に五吋半速射砲八門ありて兩舷に四門づゝ分ち其外部は三吋の鋼鐵板を以て蓋ひ又機關は三重膨脹機關三を有し汽鑵はベレヴイユ式のもの二十基を備へ馬力一萬四千速力十七海里乃至十八海里を生ずるの力あり尙は又砲門は前のものに加へて五吋半速射砲二門、十瓏砲六門、四十七ミリメートル砲十六門、三十七ミリメートル砲十八門、水雷發射管は新合十を有すと云ふ

○獨逸複本位同盟會の決議　今後再び萬國貨幣會議を開き何等の効を奏せざるが如きみとありては其だ不本意なる次第なりとて獨逸複本位同盟會は同會議を催すの前に先づ同國政府が米佛の兩國と此事に付き能く協議し其上にて開くみを事の順序を得たる者なれと議決し其趣を政府へ建議す可しとなり

○ニカラガ運河と英國資金　米國ポスト新聞を見るにニカラガ運河の工事を成就せしめんとて倫敦紐育の資本家は數箇月前より其實況を窺ひ種々考案中なりしが終に雙方力を併せて資金を出すみとに相談行屆ける趣にて其額は七千萬弗乃至八千五百萬弗なる可し但し右は未だ全く整ふに至らざれども事の捗取り速にして殆ど成就せんとするの模樣あり斯く資本の供給豐かとなりし上は最早や米國政府の補助を仰がず從來の如く私立會社の手にて落成せんとする計畫なり又工事はシカゴ府の疏本運河と同一にする筈にて同工事に與かりし技師之が監督をなすと云ふ

○相模川の電氣燈　[illegible]

[illegible]

起さんとて技師の測量を[illegible]既に約束の整ひたる場所[illegible]國にありて落差多く工費[illegible]美、樂袋氏等の起業に係[illegible]に入り本流を利用せんと[illegible]日連村及び少しく下流の[illegible]會社連同縣愛甲郡中野、整ひたる岩田作兵衛氏の一派は相模川の支流たる[illegible]民と約束を結び其水力利[illegible]賣渡すの約束をなしたる[illegible]引水所ある爲め横濱市の[illegible]の事なり猶ほ道志川と相模[illegible]なすものあれども村民の[illegible]り未だ着手に及びたるも[illegible]愛甲兩郡を境せる中津川[illegible]岡の兩派及び黃金井爲造[illegible]めんとて目下頻りに競爭[illegible]里の間に散在するみと故[illegible]介物たりし河流を轉じて[illegible]るに至りしを喜ぶに共に[illegible]圓を得たりとの風說あり[illegible]千圓を得んとし競爭者が[illegible]んと云ひ觸らせば一も二[illegible]に向ひ一層の多額を求め[illegible]るものあり其最も甚しき[illegible]岡派に向ひ水路に當らざ[illegible]求したるが如き是なり唯[illegible]所を自已の村內に設立せ[illegible]など空想を描き一方に金[illegible]引張爪をなすものありて是[illegible]立たる人々は日々集會[illegible]き有樣なり蓋し此地方は[illegible]人智甚だ淺薄なるより水[illegible]濡手に粟の利益あるものの[illegible]して漫に法外の請求をな[illegible]大に詐眞の色現したりと[illegible]

○沖繩縣の諸工事　木起業の必要を感じ來りより首里及び真那原に達し漸く實測に着手する迄に碩市街の水道、那覇港の等に付目下頻りに考慮を[illegible]如きも一般に之を贊成す[illegible]信に見ゆ

○機械の破損と蘇産　[illegible]は直に其運轉の響に變化[illegible]知る所なれども之を實[illegible]るは米國カリフォーニア[illegible]會社が紐育のノールス蘇[illegible]の工合惡かりしが何處に[illegible]兼ね又紐育より技師を呼[illegible]に蘇産器を用ひて機械の[illegible]之を彼噸會社（遠附し[illegible]所を知るを待て其修繕法[illegible]

○調査に[illegible]る本年一月[illegible]